

1. 件名：高浜発電所4号機 蒸気発生器伝熱管の損傷について
2. 日時：令和元年11月28日(木) 13時00分～14時00分
3. 場所：原子力規制庁 3階会議卓

4. 出席者：

原子力規制庁

長官官房総務課事故対処室 谷室長補佐、笠原係長

原子力規制部検査グループ実用炉監視部門 小野上級原子炉解析専門官

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）

原子力事業本部 原子力保全担当部長 他9名

5. 要旨

- (1) 原子力規制庁は、関西電力から、高浜発電所4号機蒸気発生器伝熱管の損傷に係る発電用原子炉施設故障等報告書（原因と対策）の提出があり、形式要件が整っているか等の確認を行った結果、特に問題は認められなかったことから、13時15分に報告書を受理した。

また、関西電力から、当該報告書の内容について主に以下の説明があった。本事象の原因は、前回定期検査時における機器の開放点検作業中に混入した異物が、主給水系統を通じて、蒸気発生器（以下「SG」という。）に流入し伝熱管と接触したものと推定。

再発防止対策として、外面減肉が認められたSG伝熱管の施栓、SGへの異物流入の可能性がある機器の点検における異物混入防止の徹底及び当該内容の作業手順書等への追記並びに作業手順書どおりに実施されているか確認するための現場パトロール実施等の管理強化を行う。

また、提出した報告書の内容には、商業機密による不開示情報が含まれるため、公開の際にはマスキングが必要となる。

- (2) 原子力規制庁より、マスキングを要する箇所について了解したこと、報告を受けた内容を確認し、評価を行っていくことを伝え、関西電力より了解した旨の回答があった。

6. 資料

- ・原子炉等規制法に基づく発電用原子炉施設故障等報告書（原因と対策）

<https://www.nsr.go.jp/activity/bousai/trouble/houkoku/00000174.html>